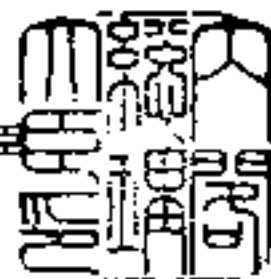


11 安（原規）第 45 号

平成 11 年 4 月 20 日

原子力委員会委員長 殿

内閣総理大臣



株式会社東芝 研究炉管理センターの原子炉の設置変更

〔原子炉本体及び放射性廃棄物の廃棄施設の変更〕について（諮問）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第 26 条第 1 項の規定に基づき、株式会社 東芝 取締役社長 西室 泰三から平成 11 年 3 月 9 日付け東総第 10 - 5 号をもって別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第 26 条第 4 項において準用する法第 24 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準に適合していると認められるので、法第 26 条第 4 項において準用する法第 24 条第 2 項の規定に基づき、当該基準の適用について貴委員会の意見を求める。

(別 紙)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1. 法第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請に係る変更は、実験目的終了によるインコアモニタ昇温装置の撤去、原子力技術研究所の原子炉（臨界実験装置）と共用する放射性廃棄物の廃棄施設の変更に伴う記載事項の変更及びナトリウム廃棄物保管施設の廃止であることから、これにより原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本件申請に係る変更は、実験目的終了によるインコアモニタ昇温装置の撤去、原子力技術研究所の原子炉（臨界実験装置）と共用する放射性廃棄物の廃棄施設の変更に伴う記載事項の変更及びナトリウム廃棄物保管施設の廃止であることから、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る変更は工事を伴わないため、資金を必要としない。